



変額個人年金保険GF(IV型)  
<年金原資保証特約(IV型)付加>  
(特別勘定:MH世界バランス20・40・60)

## 商品の特徴

### 1 目標値の設定

- 目標値(%)をご契約者に設定いただきます。一時払保険料に対して  
110%・120%・130%・140%・150%から設定してください。

#### ご注意いただきたい事項

1

- ⚠ 「目標値」は運用期間中に変更できますが、目標  
値に到達した日以降は変更できません。

### 2 自動運用成果確保

- ご契約日より1年経過以降、大切な資産の増減は、ご契約者に代  
わって保険会社が毎日チェックし、目標値に到達した場合は自動的  
に運用成果を確保します。
- 運用成果が確保された場合は、保険会社より「目標到達のご案内」  
をご契約者に郵送します。
- 確保された資産は、運用期間満了を繰り上げて年金または一括で  
お受け取りいただけます。

2

- ⚠ ご契約日より1年未満は自動運用成果確保を行  
いません。  
⚠ ご契約日から1年以上6年未満の場合は、積立  
金額から運用成果確保時費用を差し引いた金額  
に対して目標値到達の判定を行います。

### 3 年金原資の最低保証

- 運用期間満了時点で積立金額が基本保険金額を下回った場合に  
は、年金原資は基本保険金額の100%が最低保証されます。

3

- ⚠ 年金原資が最低保証されるためには、運用期  
間(契約日から10年間)満了まで運用いただくこ  
とが必要です。  
運用期間中に解約・積立金の一部引出をした場  
合の解約払戻金額には最低保証はありません。

## 「ハイタッチ」は生命保険です

この商品は、生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

## 特別勘定について

この商品では、特別勘定による資産運用を行います。

運用状況に応じ、3つの特別勘定間で自動移転しながら運用を行います。

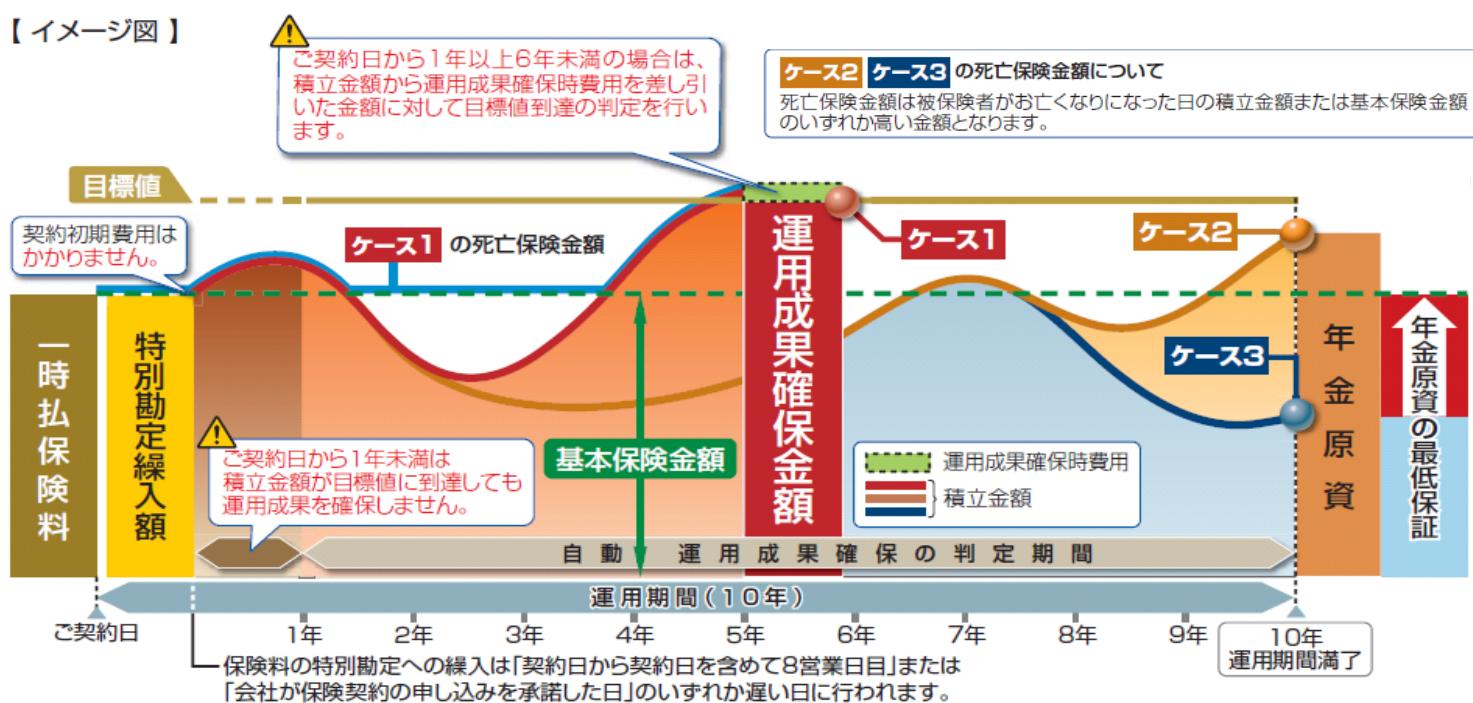
特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針など、資産運用に関する事項については「特別勘定のしおり」や「特別勘定レポート」をご参照ください。

## 投資リスクについて

この商品は、将来受け取る年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしきみの  
生命保険(変額個人年金保険)です。特別勘定は投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、ご契約者は収益を期待できる一方、株価や債券価格等の下落・金利や為替の変動等の投資リスクも負うことになります。そのため、  
運用実績およびご負担いただく費用により、解約払戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下  
回り、損失が生じるおそれがあります。また、積立金の自動移転が生じた場合には、特別勘定の種類によっては投資リス  
クが異なることがありますのでご注意ください。

## 商品のしくみ

## 【イメージ図】



受取方法は以下のとおりです。

### ケース1 運用期間中に運用成果を確保した場合

目標値に到達した日に、運用成果を確保するため据置期間付確定年金に自動的に移行します。目標値に到達した日の翌日から年金支払開始日前日までの期間を据置期間といい、特別勘定での運用は行いません。

#### ■年金受取(据置期間付確定年金)

- 据置期間満了後に確定年金でお受け取りいただけます。年金額は定額で、一定の期間年金をお受け取りいただけます。
- 据置期間は目標値到達日の翌日から1年以上(年単位)で、ご契約当初の年金支払開始日までの範囲で短縮することができます。
- 年金支払期間は5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年の中からご選択いただけます。

#### ■一括受取(積立金の全額引出)

- 据置期間中であれば、いつでも一括受取(積立金の全額引出)をご選択いただけます。

### ケース2 運用期間満了時点で積立金額が基本保険金額以上の場合

#### ■年金受取(確定年金)

- 年金額は定額で、一定の期間年金をお受け取りいただけます。
- 年金支払期間は5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年の中からご選択いただけます。

#### ■一括受取

- 年金受取にかえて一括受取をご選択いただけます。

### ケース3 運用期間満了時点で積立金額が基本保険金額未満の場合

#### ■年金受取(確定年金)

- 年金原資は基本保険金額の100%が最低保証されます。
- 年金額は定額で、一定の期間年金をお受け取りいただけます。
- 年金支払期間は5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年の中からご選択いただけます。

#### ■一括受取

- 年金受取にかえて一括受取をご選択いただけます。

### 年金額について

ご契約時において年金額は確定していません。将来お受け取りになる年金額は「年金支払開始日前日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額」に基づき、年金支払開始日の予定利率等により計算した金額となります。

※据置期間付確定年金に移行した場合は「年金支払開始日前日の積立金額」となります。

## 死亡保障について

死亡保険金	運用期間中	「被保険者がお亡くなりになった日の積立金額」または「基本保険金額(一時払保険料)」のいずれか高い金額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。
	据置期間中	被保険者がお亡くなりになった日の据置期間付確定年金の積立金額を死亡保険金受取人にお支払いします。
死亡一時金*	年金支払開始後	年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金受取人に残存年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。

\* 死亡一時金のお支払いにかえて、年金受取人に引き続き年金をお支払いすることもできます。  
年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人にお支払いします。

## 保険金をお支払いできない場合について

責任開始時の属する日から被保険者が2年以内に自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなどは、死亡保険金のお支払いができません。

## 諸費用について

この保険では以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

項目	内容	ご負担いただく時期
運用期間中	特別勘定の純資産総額に対して <b>年率2.78%</b>	毎日控除します。
	特別勘定の投資対象となる投資信託等の純資産総額に対して <b>年率0.18%（税抜）程度</b>	毎日控除します。
年金支払期間中	年金額に対して <b>1.0%以内</b>	年金支払開始日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。

\* 1 資産運用関係費用は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額より差し引かれます。したがって、ご契約者はこれらの費用を間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。

\* 2 将来、内容が変更になることがあります。

## ●運用成果を確保した場合の費用

項目	内容
運用成果確保時費用	運用成果を確保した日が契約日から下表の期間内の場合、契約日からの経過年数に応じ、基本保険金額に下表の率を乗じた額を積立金額から控除します。

## ●運用成果を確保する前に解約・一部引出した場合\*3の費用

項目	内容
解約控除	解約日が契約日から下表の期間内の場合、契約日からの経過年数に応じ、基本保険金額*4に下表の率を乗じた額を積立金額(積立金の一部引出の場合一部引出額)から控除します。

\* 3 運用成果を確保した後の積立金の全額引出・一部引出には解約控除は適用されません。

\* 4 積立金の一部引出の場合は、一部引出により減額される基本保険金額となります。

費用	経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
運用成果確保時費用	率		5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%
		6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%

経過年数「1年」は契約日から1年後の契約応当日の前日までの期間をさします。契約日が4月1日の場合、契約日から翌年の3月31日までが経過年数「1年」に該当し、契約日の翌年の4月1日は経過年数「2年」に該当します。

## 解約払戻金について

解約払戻金額は当社が解約にかかる必要書類を不備なく受け付けた日(解約日)の積立金額となります。ただし、ご契約日から6年未満に解約・積立金の一部引出をされた場合、経過年数に応じた解約控除が差し引かれた金額が解約払戻金額となります。解約払戻金額には最低保証はありませんので、特別勘定の運用実績によっては一時払保険料相当額を下回ることがあります。

## 付加できる特約について

この保険は次の特約が付加できます。

年金支払特約	死亡保険金について、一括でのお支払いにかえて年金でお支払いする特約です。
指定代理請求特約	年金受取人が年金を請求できない所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することができます(被保険者と年金受取人が同一人の場合に付加できます)。

## 主な送付書類と送付時期

### 運用期間中

#### 【すべてのご契約者にお届けする書類】

- 「ご契約状況のお知らせ」……………年4回、1・4・7・10月に郵送いたします。

※1月1日、4月1日、10月1日時点の情報についてはハガキ、  
7月1日時点の情報については、封書でお届けいたします。

- 「特別勘定の現況」……………年1回、7月の「ご契約状況のお知らせ」とあわせて郵送いたします。

#### 【運用成果を確保したご契約者にお送りする書類】

- 「目標到達のご案内」……………契約日より1年経過後、目標値に到達した場合に郵送いたします。

### 年金受取開始前・開始後

- 「年金支払開始のご案内」……………年金受取開始前に郵送いたします。
- 「年金証書」……………年金受取開始後に郵送いたします。

上記送付書類の種類および内容については将来変更される可能性がありますのでご了承ください。

## ご契約者さま専用テレホンサービス

ご契約内容・各種手続きに関するお問い合わせは

ご契約者さま専用テレホンサービス

 0120-155-730

受付時間：月～金/9:00～17:00(祝日、12月31日～1月3日を除く)

お問い合わせの際は、証券番号がわかる「保険証券」等をあらかじめご用意のうえ、  
ご契約者さま本人よりお問い合わせください。

■この資料は、ご契約者さま向けに商品の概要をご説明したものです。

■詳細につきましては、ご契約時にお渡ししております「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」等にてご確認ください。

募集代理店

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命